

# ふるさと寄附金にご協力をお願いします

「ふるさと寄附金」は、生まれ育った地域に限らず、『素晴らしい歴史や自然を有する地域』や『温かいもてなしをしてきた人々が暮らす地域』『将来暮らしてみたい地域』など、皆さんがおもしろい地域を選んで「寄附金」の形で応援していただくと住民税や所得税が軽減される制度です。

“ふるさとまつばら”を応援したい、“ふるさとまつばら”に貢献したいという皆さんのおもしろい「寄附金」という形にしてお寄せください(P24に関連記事)。

「ふるさと寄附金」の使い道は、応援して下さる皆さん自身がお選びいただけるよう6つのメニューを用意しました。

- 1 公共施設整備に関する事業
- 2 文化振興に関する事業
- 3 子育て支援に関する事業
- 4 福祉に関する事業
- 5 緑化に関する事業
- 6 その他(事業の指定なし)

平成25年度の「ふるさと寄附金」の状況については下記のとおりです。合計15,495,700円のご寄付をいただきました。ありがとうございました。

●問合せ 企画政策課

番号	用途の種類	件数	金額
1	公共施設整備に関する事業	3件	40,000円
2	文化振興に関する事業	—	—
3	子育て支援に関する事業	4件	150,000円
4	福祉に関する事業	7件	15,015,700円
5	緑化に関する事業	1件	10,000円
6	事業の指定をしない	18件	280,000円
合計		33件	15,495,700円

1回につき1万円以上ご寄付いただいた人に、年度内に1回、感謝の気持ちを込めて、市よりお礼の品をお届けしています。

お礼の品は下記の7品です(松原市で製造・生産されたものやPRできるものを選定)。

- 「手づくりの半生菓子の詰め合わせ」
- 「粉もん詰め合わせ」
- 「銘茶セット『柔味(やわらみ)』」
- 「おくさま印 お楽しみセット」
- 「3次元立体設計ソックス『3DSOX』」
- 「ヤマゲン菓子詰め合わせ」
- 「はーとびあセット」 ※詳細はホームページをごらんください。

ご協力をお願いします



## 松原市元希者商品券取扱加盟店を募集します

市では、松原商工会議所・松原市商店会連合会および松原市小売市場連絡協議会と連携協力して、松原市元希者商品券の使用ができる取扱加盟店を次のとおり募集します。

高齢者福祉の増進および地域商業の活性化にご協力をいただける市内事業者の登録をお願いします(取扱加盟店からの協力負担金はありません)。

◇**加盟店資格** 加盟店の範囲については、市内において小売・飲食・サービス業など(業種は問わない)を営む事業者とし、次の事業者は除きます。

▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うもの

▶特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

▶店舗面積1000平方メートル以上の大規模小売店舗を営業するもの

▶その他、本事業の目的に照らして不適当と判断するもの

◇**新規登録方法** 所定の申請書に必要事項を記入の上、松原商工会議所へ申請してください。申請書は商工会議所に備えています。また、市と商工会議所のホームページからダウンロード(6月中旬予定)もできます。

◇**申請期間** 6月25日(水)～7月31日(木)(土・日・祝日は除く)午前9時～午後5時

◇**問合せ** 松原商工会議所(☎331-0291)

●**松原市元希者商品券の支給について**

高齢者に対し敬老の意を表し、その福祉の増進を図るとともに、地域経済および本市内商店街の活性化と高齢者に優しいまちづくりを進めるため松原市元希者商品券を支給します。支給の対象となる人は広報まつばら7月号でお知らせします。

問合せ 高齢介護課



●**取扱加盟店募集説明会を実施します**

直接左記事務局にお越しください。

とき 6月26日(木)・7月2日(水)・9日(水) 午後2時～3時

ところ 松原商工会議所2階事務局

問合せ 松原商工会議所(☎331-0291)

## 松原市元希者商品券のお知らせ

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ

## 専用コールセンターを開設します(電話072-349-3201)

平成26年6月2日(月)より「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の専用コールセンターを開設します。どちらの給付金のお問い合わせについても、平日の午前9時から午後5時30分までに上記の番号までお願いします。

## 申請・受付時期

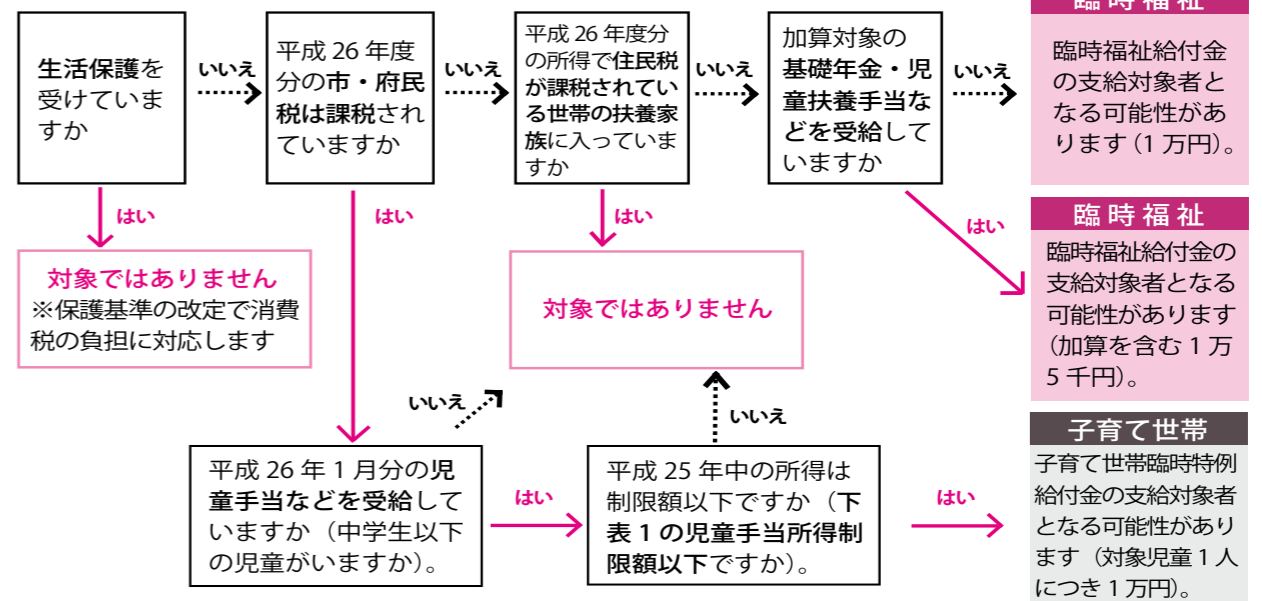
- 受付開始日 7月1日(火)(10月1日(水)受付終了)
- 支給開始予定日 8月下旬ごろから

※**ご注意** ○現段階では、申請の手続きなどは必要ありません。どちらかの給付金の対象となる可能性がある人には6月末にご案内と申請書を送付します。ただし、申請書が届いた人すべてが支給対象になるとは限りません(申請をいただいてから審査があります)。

○「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

## 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります



▼表1

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方は限度額(所得額ベース)は、左表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。  
※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。  
※医療費控除など、別途控除されるものもあります。

●**問合せ** 臨時福祉給付金 福祉総務課  
子育て世帯臨時特例給付金 子ども未来室(家庭支援係)

- ニュース松原
- 情報ひろば
- 労働税
- 安全
- 環境
- 相談教育
- 健康
- 上下水道子育て
- 消費生活
- まちづくり
- 人権福祉
- 保険年金その他
- 各種相談
- 子育て応援コーナー
- 歴史ウォーク
- 催しほっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド
- HANNAN x PRESS MACKAY



## 国民健康保険のQ & A

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医者にかかることができるように、日ごろからお金を出し合い、みんなの助け合いで成り立つ社会保障制度です。

Q 保険料の納付義務者は誰ですか？

A 住民票の世帯主です。  
世帯主が国民健康保険加入者でない場合は、保険料には世帯主の分は含まれませんが、世帯の生計を維持している世帯主が納付義務者となります。

また、資格の切れた国民健康保険証を使用した場合は、国民健康保険で負担した医療費を後で返していただくことになります。

勤務先の健康保険を脱退した時や他の市区町村から転入した時、他の市区町村へ転出する時なども、必ず14日以内に保険年金課へ届出をしてください。

Q 国民健康保険に加入するために必要なものは何ですか？

A 以前加入していた健康保険の資格喪失証明書が必要です。  
日本の健康保険は国民皆保険制度なので、無保険の期間を作らないために以前加入の保険が何月何日に喪失しているのか確認する必要があります。  
その他に印鑑、当日保険証の窓口交付を希望される場合は身分証も必要です。

Q 加入や脱退をした場合、保険料はどうなりますか？

A 保険料は月割で計算します。  
加入の場合、加入した月から保険料がかかります(届出日が納付期限から10日以内の場合、当月の保険料は翌月以降の保険料と併せて請求されます)。  
脱退の場合、脱退した月の前月分までの保険料がかかります。

Q 職場の健康保険に加入した場合、手続きが必要ですか？

A 必要です。  
印鑑と国民健康保険証、勤務先の保険証を持参し、国民健康保険脱退の手続きを行ってください。加入先から保険年金課への連絡はありませんので、必ず14日以内に届出をしてください。そのままにしておくと保険料がかかり続けてしまいます。

Q 納付の相談がある場合はどうしたらいいですか？

A 収納窓口にて納付相談を行っています。  
平日の来庁が難しい場合は、毎月第4日曜日(12月は第3日曜日)午前10時から午後5時まで開庁していますので、ご利用ください。

●問合せ 保険年金課



●市・府民税の納期限

- ▼第1期 6月30日
- ▼第2期 9月1日
- ▼第3期 10月31日
- ▼第4期 12月22日

納期限までにお近くの金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどで必ず納付してください。納期限を過ぎると延滞金が増算されますのでご注意ください。

### 市税の納付は期限内に

平成26年度の市・府民税は、平成25年1月1日～12月31日に所得があり、平成26年1月1日現在、市内に在住または事務所などを有する人に課税されます。  
会社に勤めている人などは原則給料から天引きされますが、それ以外の人には納税通知書が送付されます。なお、年金を受給している人については納税通知書の送付が6月中旬になりますのでご了承ください。

## 6月上旬に送付します 市・府民税納税通知書

### 重複納付にご注意ください

納付書は、全期前納用(赤色1枚)と期別納付用(第1期から第4期まで)を送付します。

全期分を前納(一括納付)する人は、全期前納用(赤色1枚)で納付して、残りの期別納付用は重複納付を防ぐため処分してください。

### 口座振替のご利用が便利です

市税の納付は口座振替のご利用が便利です(P15に詳細記事)。口座振替の手続きは納税課へお問い合わせください。

問合せ  
▼課税課(税金の内容に関すること)  
▼納税課(口座振替の手続きや納付に関すること)



## 公的年金からの 特別徴収(天引き)について

### ●対象

平成26年4月1日現在、65歳以上の公的年金を受給している人  
※特別徴収の対象となる老齢基礎年金などの年額が18万円未満の人や介護保険料が年金から特別徴収されていない人は対象外。

### ●特別徴収の対象となる公的年金

老齢基礎年金など  
(遺族年金や障害年金は対象外)

### ●特別徴収される個人市・府民税額

年金所得の金額から計算した市・府民税額です。給与所得や事業所得などの金額から計算した市・府民税額は、これまでどおり給与からの特別徴収や、納付書などで納めていただくこととなります。

問合せ 課税課

## 松原市議会第2回定例会が始まります

- 6月5日(木) 議会運営委員会
- 6月9日(月) 第2回定例会招集日

6月10日以降の詳しい日程は、議会運営委員会でご協議され、その結果はホームページでご覧いただけます。

本会議場の傍聴席は60席で、傍聴手続きは議場傍聴入口にある受付簿に住所と氏名を記入していただくだけです。

市議会の傍聴は、松原市政を知る良い機会です。傍聴はどなたでもできますので、ぜひ、傍聴にお越しください。

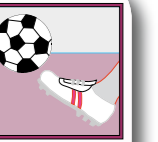
●問合せ 議会事務局



## 東日本大震災 ありがとう 義援金

総額 8192万7215円  
平成26年4月4日現在  
(日本赤十字社・共同募金会)

東日本大震災義援金につきまして、日本赤十字社の受付期間が平成27年3月31日(火)まで延長となっております。引き続き皆さんからの温かいご支援をよろしくお願いいたします。  
お問い合わせ 福祉総務課



### 松原市も応援します！ サッカー日本代表

松原市は、「日本サッカーを応援する自治体連盟」に加盟し、サッカー日本代表を応援しています。

を日本中に広げていく活動です。



▲みんなの思いを旗に記しました。

松原市は、「日本サッカーを応援する自治体連盟」に加盟し、サッカー日本代表を応援しています。連盟には全国で273の自治体が参画し、「夢を力に2014」のプロジェクトに参加しています。「夢を力に2014」プロジェクトとは夢を言葉にすることで、選手・サポーターだけでなく皆さんが気持ちのつながりを持ち「夢を力に変えて生きていくすばらしい」

河内松原駅前および河内天美駅前大型ビジョンで、6月5日(木)～11日(水)の間、日本代表選手のゴールシーンを放映します。また、JFA(日本サッカー協会)の特設サイトで松原市の応援メッセージが放映されています。問合せ いきがい学習課

### 公・私立幼稚園の保育料を減免・補助します

幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するために、世帯の所得に応じて年間の入園料および保育料の減免・補助を行います。

- ① 平成26年度の市民税が非課税となる世帯
- ② 平成26年度の市民税の所得割が非課税となる世帯
- ③ 平成26年度の市民税の所得割が非課税となる世帯

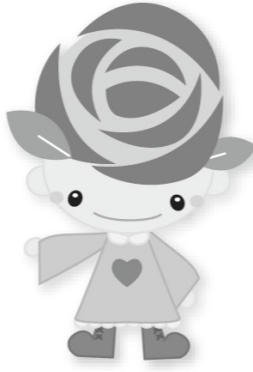
#### ●私立幼稚園の基準

対象 市内に在住し、公立・私立幼稚園に通園する満3歳児～5歳児の保護者で、次の基準に該当する場合 ※兄弟・姉妹など同じ世帯から幼稚園に通園している場合は、園児の人数によって補助額が変わります。私立幼稚園は市外の幼稚園に通園している場合も含まれます。

①生活保護などを受けている世帯

市民税の所得割課税額で判断しますが、子ども数により、基準になる課税額が変わります。おおむね年収約680万円以下の世帯が対象です。同じ世帯で2人以上に所得がある場合は、世帯の合計額で算定します。申込み 6月初旬に各幼稚園を通じて申請書類「保育料減免に関する調書」などを配布しますので、案内手

健康まつばら21イメージキャラクター「パインローズ」



養、「こころの健康」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」「健康管理」の7つの分野から健康づくりの豆知識を掲載していきます。健康づくりの主役は市民の皆さんです。できることから一つひとつ取り組んでみましょう。

## 6月は食育月間です

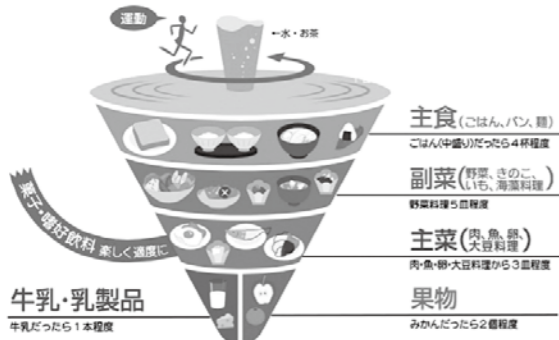


### ●主食、主菜、副菜をそろえて食べよう

野菜の1日の摂取量の目安は350gです。副菜5皿で350g食べるのができます。



### 食事バランスガイド



「食事バランスガイド」HPアドレス  
[http://www.maff.go.jp/j/balance\\_guide/](http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/)

### 食中毒に注意しましょう

温度が高くなり、湿気が多いこの時期は食中毒の原因となる細菌の増殖が活発になるため、細菌による食中毒が発生しやすくなります。

食中毒を予防するためには、次の3つを守ることが大切です。

- ①細菌をつけない  
基本は手洗いです。調理器具もしっかり洗い、まな板と包丁は生野菜用と生肉用とで使い分けましょう。それが無理な場合は、洗浄や消毒を徹底し、まず生野菜、次に生肉の順に切りましょう。
- ②細菌をふやさない  
一般的に食中毒菌は室温状態の時、急速に増殖します。冷蔵庫で保存しなければならない食品は、買ったつとすぐに冷蔵庫へ入れましょう。調理済みの食品の作り置きも、冷ましたら、すぐに冷蔵庫へ入れましょう。
- ③細菌をやっつける  
加熱して調理する食品は、中心部が75℃で1分以上、充分加熱しましょう(ノロウイルスは85～90℃で90秒間以上の加熱が必要)。

衛生面に十分注意して、安全で健康的な食事を作りましょう。



### ●朝食を食べよう

20～30歳代男性の3～4人に1人が朝食を食べません。朝食は1日のリズムをつくり、体と脳が活動するための大切なエネルギー源です。朝食を食べる習慣のない人は食べやすいものから始めましょう。



朝から野菜も食べてね!

### ▼簡単にバランスのとれたおすすめメニュー



### 就学援助費の申請を受け付

6月9日～20日

就学援助は、市立の小・中学校に就学するうえで、経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助することです。すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。制度の趣旨をよくご理解いただき援助を希望される人は申請してください。

い。また、支給される援助費は、子どもたちの学校教育のためにお使いください。前年度の収入などに基づいて審査をします。必ず市民税の申告を済ませておいてください。申込み・問合せ 6月9日(月)～20日(金)に、教職員課、または各小学校・中学校へ。

ランを参照し、課税証明書などを添付のうえ、期日までに各幼稚園に提出してください。幼稚園に通園している、申請書類が届かない人は、お

知らせてください。問合せ 教職員課



### 「夢を力に2014」日本代表選手の写真展を開催!

日本代表選手の「夢」を見にきませんか。夢の頂点へ!みんなで応援しよう!日本代表選手の写真展は、大阪府下では松原市のみで開催します。

- とき 6月2日(月)～15日(日)  
平日 午前9時～午後11時 2日は午後1時から  
土・日 午前8時～午後10時
- ところ 市民体育館
- 問合せ いきがい学習課

### 人に優しい図書館サービス 電子書籍の新サービスを開始

図書館では7月から、電子書籍サービスを開始します。仕事で図書館を利用できない人、身体的理由で図書館に行くことが困難な人など、利用者がいつでもどこでも好む時間に利用が可能な新しいサービスを開始します。閲覧方法などの詳細については、広報まつばら7月号でお知らせします。問合せ 松原図書館

# 6月は危険物安全月間です

問合せ 消防本部予防課

- ニュース松原
- 情報ひろば
- 労働税
- 安全
- 環境
- 相談教育
- 健康
- 上下水道子育て
- 消費生活
- まちづくり
- 人権福祉
- 保険年金その他
- 各種相談
- 子育て応援コーナー
- 歴史ウォーク
- 催しほっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド
- HANNAN X PRESS MACKAY

あなたは身の回りにある危険物を知っていますか。  
危険物という言葉の印象から特殊な用途だけに利用されていると思いがちですが身の周りにはマッチ（マッチ箱）、マニキュア、ペンキ、花火、医薬品、漂白剤、レジャー用着火剤、ガソリンスタンド（給油取扱所）にあるガソリン、灯油、軽油などが危険物となります。  
このように家庭内においても危険物を含んでいる日用品が多く使用されています。危険物の含まれている成分や割合によって危険度は異なってきますがこれらのものを火気に近づけることは火災の原因となります。

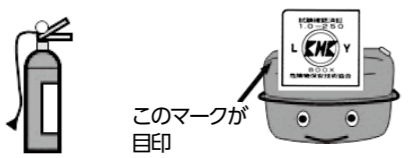
- 安全に危険物を取り扱う為にも次のことに注意しましょう**
- ◇子どもの手の届くところにおかない。
  - ◇ふたは確実にしめる。
  - ◇高温になる場所におかない。
  - ◇定期的に換気する。
  - ◇使用中は火気厳禁！



主な危険物

## ガソリンの取り扱い注意！

- ガソリンは火気や静電気により容易に火災に至る危険性があります。
- ガソリン容器のフタを開ける前には、圧力調整弁を開き「こぼれ・あふれ」がないよう細心の注意をしましょう。
- セルフ式ガソリンスタンドでは、利用客が自分でガソリンや軽油を携行缶などの容器に入れることはできません。
- 消防法令により、合計40リットル以上のガソリンまたは合計200リットル以上の軽油を保管する場合は、建物の大幅な改修が必要となります。
- 余ったガソリンや灯油を下水などに流すと火災や土壌汚染の原因となるのでガソリンスタンドなどで処分を依頼しましょう。



●取り扱う時は、火気から離れた直射日光の当たらない通気性のよい場所で消火器を備えましょう。

**※セルフ式ガソリンスタンドを安全に利用しよう！**

- ①エンジンOFF
- ②油種の確認
- ③静電気除去シートにタッチ
- ④正しい操作で給油しよう
- ⑤注ぎ足し給油をしない！
- ⑥給油口キャップの置き忘れに注意！



# 6月は環境月間です

問合せ 環境予防課

**「夏のエコスタイル・ノーネクタイ」にご理解を**  
10月末日まで市役所職員は「夏のエコスタイル」を実施しています。これは、市役所の弱冷房など省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量を低減することで地球温暖化防止を図ることを目的に、勤務時における服装を軽装・ノーネクタイとするものです。昨年引き続き期間を拡大して実施しています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



**節電にご理解・ご協力をお願いします**  
電力需要が増大するこれからの夏の時期、市では、節電対策「節電アクションまつばら」により市役所庁舎でのさまざまな節電に取り組んでいます。  
**空き地の適正管理をお願いします**  
市では、キリン草などの雑草の花粉などによる健康障害を防止する目的で、「空地のキリン草等の除去に関する条例」に基づき、空き地の適切な管理を所有者に義務付けています。空き地などは、適切な管理を行わないと雑草などが繁茂し、花粉によるアレルギーの原因となる恐れがあるだけでなく、毛虫やカメムシなど、害虫の発生原因となったり、また、ごみの不法投棄の要因となるなど生活環境の悪化を招きます。生活環境を損なわないためにも所有者（管理者）は、適切な管理をお願いします。

▼ダイオキシン類などの調査結果

種別	調査地点	測定結果	環境基準	
		年平均		
大気	老人福祉センター 天美ポンプ場 三宅公民館 松原市役所	0.026	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	
		0.058		
		0.070		
		0.038		
土壌	阿保公園 三宅南児童遊園 天美駅前公園 天美北3丁目児童遊園	8.9	1000pg-TEQ/g以下	
		3.5		
		16		
		19		
水質	西除川(流末市境界) 今井戸川(流末市境界)	0.11	1.0pg-TEQ/l以下	
		0.16		
有害大気汚染物質	老人福祉センター 天美ポンプ場	ベンゼン	1.21	3μg/m <sup>3</sup> 以下
			1.30	

**※ピコグラム (pg)**  
兆分の1グラムを表す単位。例えば東京ドームに相当する入れ物に水を満たし、角砂糖1個（1グラム）を溶かし、その水1ccに含まれる砂糖が約1ピコグラムになります。

**ダイオキシン類などの調査結果 市内すべての測定地点で環境基準を下回る**  
国では、ダイオキシン類による健康への影響を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気・土壌・水質にそれぞれ環境基準を設けるとともに工場・事業所などの規制にも取り組んでいます。  
市では、市内数カ所の測定地点において、平成25年度もこれらダイオキシン類の調査に加え、有害大気汚染物質（ベンゼンなど）についても調査を実施し、その結果がまとまりましたのでお知らせします（左表）。

調査結果は、ダイオキシン類および有害大気汚染物質ともすべての地点で環境基準を下回っていました。市では、今後も継続して調査を実施し、大阪府と協力しながら対応を進めていきます。  
ダイオキシン類などの発生を抑えるため、使い捨ての製品を使わないなど、身近な取り組みが重要です。市民の皆さんのご協力をお願いします。  
問合せ 環境予防課



「SCマンズリーまつばらは、世界基準の安心・安全なまちづくり・セーフコミュニティについて知っていただくための連載コーナーです。」  
 ▼問合せ 市民協働課

## 家庭の灯りから明るく

### 安心・安全なまちづくり

#### 大阪府の街頭犯罪件数は「全国ワースト1」

大阪府における平成25年中の街頭犯罪件数(ひったくり・路上強盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)は、『全国ワースト1』。

一方、松原市の街頭犯罪件数も人口10万人あたりで比べると、大阪府と同程度で推移しています。

#### 一戸一灯運動を推進します

犯罪の防止対策委員会では、そのような犯罪情勢の中、データ分析の結果から、犯罪が夜間に集中して発生していることがわかり、まちを明るくして犯罪をさせない環境をつくってほしいと一戸一灯(いっこいっとう)運動を推進しています。

一戸一灯運動とは、夜間に各家庭の門灯や玄関灯を点灯して、住宅街の暗がりをなくそうという運動で



#### 電気代が心配？

一般的な20Wの蛍光灯1個を1カ月間1日10時間点灯させて、電気料金は1カ月で164円ほど(下表参照)です。節電を推進することは重要ですが、一戸一灯運動による門灯などの点灯は自らの生命財産にかかる生活安全のため必要なものとして、これを推進していくものです。

1カ月間の電気料金(点灯時間は1日あたり)

点灯時間	使用電力 20W	
	使用料	料金
4時間点灯	2.4kW	66円
6時間点灯	3.6kW	99円
8時間点灯	4.8kW	131円
10時間点灯	6kW	164円

従量電灯A第2段料金(27.27円/kwh)で計算した場合(平成26年5月1日現在)

す。仕事帰りの女性や、部活動・塾帰りの子どもを狙う痴漢やひったくりなどの犯罪を遠ざけることができ、加えて、自宅への侵入盗防止にもつながります。点灯時間は、「就寝まで」や「夜通し」など、皆さんのご協力いただける範囲で結構です。犯罪者は見られることを最も嫌います。一つ一つの灯りは小さなものでも、多くの灯りが集まればまち全体を明るくすることにつながります。

街頭犯罪の中でも特に多いのが、自転車盗です。松原市では、主に河内松原駅前と河内天美駅前が多くなっています。警察統計(平成25年)によると、大阪府で発生した自転車盗の約半数が無施錠です。市内4つの駅前では防犯カメラを設置して、犯罪の抑止に努めています。皆さんが日ごろから、施錠する習慣をつけるだけでさらに多くの自転車盗を防ぐことができますと考えています。スーパーマーケットや銀行などにちよつとした用事で、自転車から離れるときでも、必ず施錠し、自転車盗被害を未然に防ぎましょう。

#### 自転車からちよつと離れるときでも必ず施錠しましょう

地域みんなで取り組み、犯罪をさせないまちをつくりましょう

#### ■自転車盗被害を防ぐために自己対策の徹底を■

- 短時間であっても、自転車から離れるときは鍵をかけましょう!
- シリンダー錠など丈夫な鍵をつけましょう!
- ワイヤー錠などで二重ロックをしましょう!
- 路上駐輪はやめ、駐輪場などに停めましょう!(駐輪場でも必ず鍵を掛けましょう!)
- 防犯登録をしましょう!

▼シリンダー錠

